

議案第113号 説明資料

幕別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町後期高齢者医療に関する条例 (平成20年 3 月21日 条例第21号) 第 1 条～第 9 条 略 附 則 第 1 条及び第 2 条 略 (延滞金の割合の特例) 第 3 条 当分の間、第 5 条第 1 項本文に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	○幕別町後期高齢者医療に関する条例 (平成20年 3 月21日 条例第21号) 第 1 条～第 9 条 略 附 則 第 1 条及び第 2 条 略 (延滞金の割合の特例) 第 3 条 当分の間、第 5 条第 1 項本文に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。))に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年 1 パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。